

前回(第7回)産学官ワーキンググループの振り返り

都市の3Dデジタルマップの実装に向けた産学官ワーキンググループ(第7回)

議事次第

令和6年1月11日(木) 10:30 ~ 12:00
オンライン開催

1. 開会
2. 設置要綱について
3. 議題
 - ・都市の3Dデジタルマップ化プロジェクトについて
 - ・3D都市モデル整備状況
 - ・データ製品仕様書のアップデートについて
 - ・3Dデジタルマップのデータ更新について
4. 意見交換
5. 閉会

【配布資料】

議事次第

- 資料1 都市の3Dデジタルマップの実装に向けた産学官ワーキンググループ設置要綱
- 資料2 都市の3Dデジタルマップ化プロジェクトについて(事務局説明資料)
- 資料3 3D都市モデル整備状況(事務局説明資料)
- 資料4 データ製品仕様書のアップデートについて(事務局説明資料)
- 資料5 3Dデジタルマップのデータ更新について(事務局説明資料)
- 参考資料1 「3D都市モデル標準製品仕様書 第3.2版」(国土交通省都市局)
- 参考資料2 「都市の3Dデジタルマップのためのデータ製品仕様書(改訂案)」
- 参考資料3 製品仕様書(改定案)の新旧対照表
- 参考資料4 PLATEAUユースケース一覧

＜参考＞WGでの意見の要件定義書（改定案）への反映状況

分類	主なご意見	対応方針・結果
データ製品仕様書のアップデートについて	<ul style="list-style-type: none"> ● オープンデータ化していくとなると、民間事業者などが関心を持って利活用することになる。防災や都市計画など様々な分野でのユースケース開発に利用しやすいデータにすることが望ましい。【岩本委員】 	<p>ユーザーが利用しやすいデータとするため、現在は国の標準製品仕様書と整合した都のデータ製品仕様書をアップデートしている。今後、区市町村による3Dデジタルマップの作成も推進されると考えられることから、都の製品仕様書の区市町村と共有やHP公表などを通じ広く周知を図っていく。</p>
3Dデジタルマップのデータ更新について	<ul style="list-style-type: none"> ● 更新費用が未定とのことだが、整備費が約6億円であれば、高額な費用とは感じない。今後の更新に同等の費用を要したとしても、都市整備局単体では高額かもしれないが、各局の活用を考えれば安価ではないか。【関本委員】 ● 整備及び利活用を検討する自治体も増えてくるかと思う。都が主体となって積極的に区市町村との連携を図ってほしい。【鈴木委員】 	<p>今後、各局との連携を通じ、ユースケース開発の拡大を促進し、データの庁内活用を図ることで、整備費用を相対的に低減していく。</p> <p>これまで、区市町村に対し、3D都市モデルの整備概要、スケジュール等について情報共有を図っている。また、本年2月、区市町村の3Dデジタルマップの活用意向やデータ連携の可能性等について確認した。今後、WEB会議等も含め継続的に情報共有等を実施する。</p>

＜参考＞WGでの意見の要件定義書（改定案）への反映状況

分類	主なご意見	対応方針・結果
意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外にも積極積極的にアピールしていくことも良いかと考える。コストについて、「3Dマップの整備に伴い、庁内の別のコストが削減できる」と言える動きやすくなるのでは。【越塚委員】 	<p>ユースケース開発の動向を踏まえながら、各局と連携の上、将来的な海外へのアピールの方法を検討していく。コスト面について、各局との連携を通じ、3Dマップの活用に伴う、既存事業のコストの削減の可能性を議論していく。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● データの所有権は誰が持つべきか、AIで自動的に作成した場合などのデジタルセキュリティの概念はどうするのか、今後考える必要がある。【岩本委員】 	<p>生成AIにより作られるデータの著作権については、内閣府AI戦略会議等で議論が始まっており、注視していく。また、地図データ基盤の観点では、悪意ある情報が不正に混入させられるリスクなどが考えられ、AIを利用するシーンにより、セキュリティ面での対策も検討する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 国土基本図の三次元化を進めている国土地理院の取組が参考になると思うので、次回の第8回産学官WGにゲストとして招聘してはどうか。【古橋座長】 	<p>本日、国土地理院様にオブザーバ出席をいただいております。国土地理院様の取組等についてご紹介いただく。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回地下街モデルを作成するために、点群データの取得も実施しているが、店舗の看板等が写りこむことで著作権に支障が出ないかご注意いただきたい。民間活力においては、民間側のメリットがないと民間との連携も難しいため、こちらも著作権等の問題が関わってくるかと思うので、幅広く議論していただきたい。【森委員】 	<p>詳細な点群データが取得される地下街では、著作権を有する看板広告物（キャラクター等）については、管理者に確認した上で削除した。民間との連携は、調達したデータをオープンデータ化する、また調達したデータを元に新たなデータを作成する際の権利面について、事業方式に応じて議論する。</p>